

## 「労働基準法の一部を改正する法律」の概要について

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立し、平成22年4月から施行されます。主な改正内容は以下のとおりです。

### ① 法定割増賃金率の引き上げ\*

- ・月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50パーセント以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- ・引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与する制度を設けることができます。

### ② 時間単位年休制度の創設

- ・労使協定により、年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。

### ③ 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し

- ・「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げるよう努めること等とされます。

※ 法の適用について

中小企業には、上記①に係る内容については、当分の間、適用が猶予されます（②及び③は全ての企業が対象となります）。

- ・中小企業に該当するか否かは、「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する労働者の数」で判断されます。
- ・事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

猶予される中小企業

業種	資本金の額又は 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

その他詳細な内容については、以下の厚生労働省ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>